秋田県の精錬所における発煙硫酸流出事故 (第3報)

消 防 庁 平成 1 4年 6月 2 9日 0 9 時 3 0 分 現 在

1 発生日時等 発生 調査中

覚知 平成 14年 6月 28日 (金) 19時3 0分

2 発生場所 秋田県秋田市飯島字古道下河端 217-9

秋田精錬(株)飯島精錬所

(秋田特別防災区域)第2種事業所

3 事故概要

発煙硫酸の屋外貯蔵タンクフランジ部より発煙硫酸が漏えいした。 タンク容量1300t漏洩時貯蔵量1000t

- 4 事故原因等調査中
- 5 被害状況
 - (1) 人的被害なし
 - (2) 物的被害調查中
- 6 秋田県、秋田市の対応等

秋田県は、情報収集を実施

28日 20:50 秋田市が災害警戒対策部設置

秋田市消防本部は消防車両 15台 40名で対応中

付近住民に、窓を閉め、外出しないようポンプ車等5台により広報を実施

負傷車が発生した場合は、市内2病院へ受け入れの依頼済み

タンクドレンにて残液の排出を実施するとともに液面が払い出し管よりも降下した段階で漏洩箇所の改修を実施する予定

7 消防庁の対応

28日 21時 20分 秋田県から危険物保安室に電話連絡 22時55分 危険物保安室より特殊災害室に電話連絡 以後、情報収集にあたる。

- 8 発煙硫酸について
 - (1) 性状

無色透明、油状の液体。空気中で発煙する。水と接すると激しく発熱する。

(2) 毒性

皮膚に付着すると薬傷を発症する。吸入すると気管及び肺組織が侵される。

(3) 適用法規

毒物及び劇物取締法第 2条 劇物 消防法第 9条の 2 貯蔵等の届出を要する物質